壱岐市告示第95号

平成16年第2回壱岐市議会臨時会を次のとおり招集する 平成16年5月12日

壱岐市長 長田 徹

- 1 期 日 平成16年5月19日(水)午前10時
- 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター)

開会日に応招した議員

菊田	光孝君	町	田	光浩君
小金丸	九益明君	深	見	義輝君
坂本	拓史君	今	西	徹也君
平尾	典子君	町	田	正一君
今西	菊乃君	市	īЩ	和幸君
田原	輝男君	長	島	清和君
山下	澄夫君	豊	坂	敏文君
富田	邦博君	Щ	下	正業君
立石	和生君	坂	坂口健好志君	
中村と	出征雄君	橋	本	早苗君
立川	省司君	鵜	練	和博君
中田	恭一君	東	谷	伸君
馬場	忠裕君	久	間	進君
小園	寛昭君	į	弓	倉夫君
大久的	R洪昭君	Щ	内	道夫君
江川	漣君	西	i村	勝人君
大浦	利貞君	榊	原	伸君
長岡	末大君	酒	井	昇君
久間	初子君	浦	瀬	繁博君
末永	浩君	倉	元	強弘君
横山	重光君	Л	添	隆君
平畑	光君	吉	田	寛君
吉富	忠臣君	佐	野	寛和君
安川	芳一君	永	田	實君

森山	是蔵君	山ノ		峯男君
近藤	団一君	牧艺	Ř	護君
品川	洋毅君	長L	Ц	茂彌君
川谷	力雄君	赤z	†	英機君
中村	瞳君	入江	Ι	忠幸君
立石	一郎君	原日	Ħ	武士君
深見	忠生君	瀬戸	= [和幸君

応招しなかった議員

平成16年 第2回(臨時) 壱 岐 市 議 会 会 議 録(第1日) 平成16年5月19日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成16年5月19日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	市長所信表明	∃	
日程第4	承認第24号	壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承	
		認を求めることについて	
日程第5	承認第25号	平成15年度壱岐市一般会計暫定補正予算(第1号)についての専決	
		処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第6	承認第26号	平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)	
		についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第7	承認第27号	平成15年度壱岐市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)につい	
		ての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第8	承認第28号	平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)に	
		ついての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第9	承認第29号	平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)に	
		ついての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第10	承認第30号	平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)につ	
		いての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第11	承認第31号	平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定補正予算(第	
		1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第12	承認第32号	平成15年度壱岐市三島航路事業特別会計暫定補正予算(第1号)に	
		ついての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第13	承認第33号	平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算	
		(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	
日程第14	議案第19号	壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
日程第15	議案第20号	壱岐市監査委員条例の制定について	
日程第16	同意第1号	助役の選任について	

日程第17	同意第2号	収入役の選任について
日程第18	同意第3号	監査委員の選任について
日程第19	同意第4号	監査委員の選任について
日程第20	同意第5号	監査委員の選任について
日程第21	同意第6号	教育委員会委員の任命について
日程第22	同意第7号	教育委員会委員の任命について
日程第23	同意第8号	教育委員会委員の任命について
日程第24	同意第9号	教育委員会委員の任命について
日程第25	同意第10号	教育委員会委員の任命について
日程第26	同意第11号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第27	同意第12号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第28	同意第13号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第29	同意第14号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第30	選挙第4号	選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

		でロックは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで		
日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	会期の決定			
日程第3	市長所信表明	月		
日程第4	承認第24号	壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承		
		認を求めることについて		
日程第5	承認第25号	平成15年度壱岐市一般会計暫定補正予算(第1号)についての専決		
		処分を報告し、承認を求めることについて		
日程第6	承認第26号	平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)		
		についての専決処分を報告し、承認を求めることについて		
日程第7	承認第27号	平成15年度壱岐市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)につい		
		ての専決処分を報告し、承認を求めることについて		
日程第8	承認第28号	平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)に		
		ついての専決処分を報告し、承認を求めることについて		
日程第9	承認第29号	平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)に		
		ついての専決処分を報告し、承認を求めることについて		

日程第10 承認第30号 平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)につ

いての専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第11 承認第31号 平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定補正予算(第 1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第12 承認第32号 平成15年度壱岐市三島航路事業特別会計暫定補正予算(第1号)に ついての専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第13 承認第33号 平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算 (第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第14 議案第19号 壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第20号 壱岐市監査委員条例の制定について

日程第16 同意第1号 助役の選任について

日程第17 同意第2号 収入役の選任について

日程第18 同意第3号 監査委員の選任について

日程第19 同意第4号 監査委員の選任について

日程第20 同意第5号 監査委員の選任について

日程第21 同意第6号 教育委員会委員の任命について

日程第22 同意第7号 教育委員会委員の任命について

日程第23 同意第8号 教育委員会委員の任命について

日程第24 同意第9号 教育委員会委員の任命について

日程第25 同意第10号 教育委員会委員の任命について

日程第26 同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第27 同意第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第28 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第29 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第30 選挙第4号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

出席議員(59名)

 1番 菊田 光孝君
 2番 町田 光浩君

 3番 小金丸益明君
 4番 深見 義輝君

 5番 坂本 拓史君
 6番 今西 徹也君

 7番 平尾 典子君
 8番 町田 正一君

 9番 今西 菊乃君
 10番 市山 和幸君

 11番 田原 輝男君
 12番 長島 清和君

13番 山下 澄夫君 14番 豊坂 敏文君 15番 富田 邦博君 16番 山下 正業君 17番 立石 和生君 18番 坂口健好志君 19番 中村出征雄君 20番 橋本 早苗君 22番 鵜瀬 和博君 21番 立川 省司君 23番 中田 恭一君 24番 東谷 伸君 25番 馬場 忠裕君 26番 久間 進君 27番 小園 寛昭君 28番 眞弓 倉夫君 29番 大久保洪昭君 30番 山内 道夫君 31番 江川 漣君 32番 西村 勝人君 33番 大浦 利貞君 34番 榊原 伸君 35番 長岡 末大君 36番 酒井 昇君 37番 久間 初子君 38番 浦瀬 繁博君 39番 末永 浩君 40番 倉元 強弘君 41番 横山 重光君 43番 平畑 光君 44番 吉田 寛君 45番 吉富 忠臣君 48番 永田 實君 49番 森山 是蔵君 51番 近藤 団一君 50番 山川 峯男君 52番 牧永 護君 53番 品川 洋毅君 54番 長山 茂彌君 55番 川谷 力雄君 56番 赤木 英機君 57番 中村 瞳君 58番 入江 忠幸君 59番 立石 一郎君 60番 原田 武士君 61番 深見 忠生君

欠席議員(3名)

62番 瀬戸口和幸君

 42番 川添 隆君
 46番 佐野 寛和君

 47番 安川 芳一君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右ェ門君 事務局書記 松永 隆次君 事務局課長 山川 英敏君 事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田	徹君	教育長	髙田	國行君
総務部長	澤木	満義君	市民生活部長	布川	昌敏君
産業経済部長	末永	榮幸君	建設部長	白川	武春君
消防本部消防長	山川	明君	郷ノ浦支所長	吉永	正司君
勝本支所長	園田	省三君	芦辺支所長	立石	勝治君
石田支所長	喜多	丈美君	教育次長	鳥巣	修君
総務課長	米本	実君	企画課長	山本	善勝君
合併プロジェクト室長 .				堤	賢治君
情報管理課長	大浦	栄治君	財政課長	久田	賢一君
税務課長	浦	哲郎君	保護課長	髙下	莞司君
健康保健課長	小山E	田省三君	環境衛生主幹課長	山内	達君
農林課長	山内	義夫君	水産課長	今村	光一君
観光商工課長	西村	善明君	土木課長	長山	栄君
建築課長	酒村	泰治君	水道課長	松本	徳博君
会計課長	浦川	信久君	病院管理課長	上川	孝一君
公立病院事務長	竹下	立喜君			
かたばる病院事務長代行				前田	正博君
農業委員会事務局長	市山	保信君			
選挙管理委員会書記長 .				山口浩	古太郎君
教育総務課長	吉富	一敬君	学校教育課長	長岡	信一君
生涯学習課長	目良	強君	文化財課長	殿川	正孝君

午前10時00分開会

議長(瀬戸口和幸君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は59名であり、定足数に達しております。 ただいまから平成16年第2回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

. .

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(瀬戸口和幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により7番、平尾典子議員及び8番、 町田正一議員を指名いたします。

. .

日程第2.会期の決定

議長(瀬戸口和幸君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

. .

日程第3.市長所信表明

議長(瀬戸口和幸君) 日程第3、長田市長から所信表明申し出がありました。これを許します。 長田市長。

市長(長田 徹君) 皆さん、おはようございます。

第2回臨時議会開会にあたりまして、非常に高い所からでございますが、ごあいさつを申し上 げます。

私は、「合併はスタートが大切」を地でいくように、厳しい選挙戦の中から、当選の栄誉に浴 し、初代壱岐市長に就任をいたしました。

新生「壱岐市」の将来の方向づけを行う極めて重い職責に身の引き締まる思いであります。皆様から寄せられた信頼と期待にこたえるため、全身全霊で取り組んでいかなければならないものと肝に銘じ、最善の努力をしてまいる所存であります。

私は、「平成の合併の目指すものは時代変化に合わせた仕組みづくり」であると思います。私たちを取り巻く環境は、高度経済成長期からバブル崩壊期を経て、少子・高齢化、過疎化など急激に変化しておりますが、地域社会、地方行政を支える仕組みは従来どおりでありまして、年齢に応じた、あるいは、身の丈にあった服装に着替えることこそ、この厳しい時代を乗り越える要諦であると考えます。

1町では、なし得なかったことも、合併してこそ行政改革、構造改革も可能であります。

私は、選挙期間中、皆様に訴えてまいりましたことが、これからの壱岐の人口は約25年後には2万人を切ろうかという統計数字が出ております中、これから産まれてくる子供たちが成人す

るころを考えると、末恐ろしいものがあります。まさに、壱岐市に少子・高齢化の波が押し寄せてきているわけであります。

そこで、今、人口の歯どめを軸とした、壱岐の活性化策を訴えてまいりました。

一次産業と観光産業、民間企業とが連携をして、島外に打って出て、売り込みをかけ、いかに 外貨を稼ぐかであります。そのためには、壱岐市のセールスマン的な人材を都市圏に配置し、特 産品、観光、文化などのPRに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、合併の目的の大きなものが行財政改革であります。壱岐市に限らず、全国の地方自治体 は、財政危機に直面しております。これからは、今までどおりの住民サービスは堅持しながらも、 徹底したコスト削減と行財政のスリム化が不可欠であります。そのためには、行財政改革委員会 を常時設置し、内部だけではなく、外部からも目を入れて、業務の全面的な見直しを行い、職員 も効率的に再配置する必要があると思います。

次に、航路問題であります。

壱岐の航路運賃は、他地区の運賃に比べて高いと言われております。このことが、福岡市への 通勤、通学、また、観光客の誘致、農水産物の流通コスト面でも大きな障害となっております。

このことの解決には、壱岐・博多間だけの単独運行ならば解決の方法もありましょうが、壱岐・対馬航路は同一指定区間として国が指定しておりまして、対馬市との協議も出てまいります ために時間を要しますが、解決の糸口を見出していきたいと思います。

次に、年々と高齢化が進んできているとは言いながら、元気なお年寄りも結構いらっしゃいます。何かボランティア活動はないかという声をよく耳にいたします中で、シルバー人材センターの設置などを考え、介護などの福祉活動や公園管理、観光案内などに参加をお願いしていきたいと考えております。

以上の大きな柱として申し上げましたが、議員皆様方の御支援、御理解をいただきながら取り 組んでまいりたいと思っております。

住民が真に求める行政の把握こそ、自主自立、自己責任への最短距離ではないかと思います。 旧4町で営々と築き上げてこられた有形無形の文化と暮らしは、壱岐市の未来と希望の糧であり まして、明るく活力ある地域づくりの土台となるものであります。

このことを踏まえまして、大変厳しい環境の中ではありますが、市民の幸せを担う新しい壱岐 市を構築していくことが、市長である私を含め、職員全員の双肩にかかっていると思います。

合併協議の中でまとめていただいた新市建設計画を着実に実行していくことが一番大きな課題でありまして、生活環境と文化・福祉の基盤をしっかりと整備した上に、住民と行政がともに汗を流して、地域をつくりあげていく必要があると考えます。

これからの行政運営にあたりまして、議員の皆様を初め市民の皆様の御理解と御協力をお願い

申し上げまして、ごあいさつといたします。

なお、本日の臨時議会には、条例及び暫定補正予算の専決処分の承認10件、一部改正条例・ 条例制定の議案2件、人事案件14件の、合計26件を提出いたしております。

細部につきましては、関係部課長から説明いたしますので、御了承を賜りたいと存じます。

議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、提出いたしました全議案につきまして、御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、職員の紹介をいたします。

4月1日付で建設課長として、酒村泰治氏を長崎県から派遣をいただいておりまして、本日の 議会から出席させておりますので、紹介をいたします。

建設課長(酒村 泰治君) ことしの4月から建築課に参りました酒村と申します。どうぞ、よるしくお願いいたします。

市長(長田 徹君) また、選挙管理委員会書記長、山口浩太郎氏も、本議会から出席させて おりますので、御紹介をいたします。

選挙管理委員会書記長(山口浩太郎君) 山口でございます。よろしくお願いします。

市長(長田 徹君) なお、本日は市民生活課長が出張のために欠席をしております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(瀬戸口和幸君) これで、所信表明は終わりました。

. .

日程第4.承認第24号

日程第5.承認第25号

日程第6.承認第26号

日程第7 . 承認第27号

日程第8.承認第28号

日程第9.承認第29号

日程第10.承認第30号

日程第11.承認第31号

日程第12.承認第32号

日程第13.承認第33号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第4、承認第24号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから日程第13、承認第33号平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについてまで、10議案を上程し、議題とします。(発言する者あり)

8番議員、町田議員。

議員(8番 町田 正一君) 議案審議に入る前に、非常に厳しい選挙戦を戦われて、長田市長が初代壱岐市長として誕生したわけです。僕は、選挙戦の結果は別にどうこう言うわけではありませんが、それであれば、選挙戦が厳しければ厳しいほど、1日も早く4町が融和して、新しい壱岐市を1日も早く船出して行かなければと、思うわけです。そうしたら、当然、住民も非常に注目しているわけですから、議会を1日も早く、臨時議会を開会して、壱岐市長の所信表明あるいは政治姿勢なりについて、当然議会で、当然1日も早く報告する義務があると思うわけです。いろいろな日程的なものがあったと思うんですが、選挙戦が終わって1カ月たってから、やっと臨時議会が開かれるということは、非常に私は異常だと思ってるわけです。ぜひ、長田壱岐市長に、議会の開催が1カ月に延びたということについて、その理由をぜひお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(瀬戸口和幸君) 市長、何かありますか。市長。

市長(長田 徹君) 今、8番議員さんからの質問でございますが、確かに1月ほどおくれましたことを念頭におわびをいたしますが、いろいろ4月に入りまして、新年度で、非常に市長会とかいろいろな所用が多ございまして、それに、人事の面もするいとまがないぐらいにちょっと時間がございませんでした。しかしながら、その中で、一生懸命業務と申しますか、大会、いろいろな市長会とか、五島ですか、福江の50周年記念とか、いろいろと所用がございまして、とにかく、私も市長に就任して、こんなに時間が制約されるものかと、こういうふうな感じでおりました。確かに、議員さんが言われますように、ひとつきの間、ちょっと長かったとは思いますが、それらの事情をぜひお酌み取りをお願いしたいと思います。

議長(瀬戸口和幸君) 8番議員、よろしいですか。

議員(8番 町田 正一君) 結構です。

議長(瀬戸口和幸君) ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。 市長。

市長(長田 徹君) 担当部長に説明させます。

議長(瀬戸口和幸君) 総務部長。

総務部長(澤木 満義君) それでは、説明を申し上げます。

議案の上程表の次のページをお開き願いたいと思います。

承認第24号につきまして、御説明申し上げます。

承認第24号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部改正がなされたことに伴いまして、緊急に市税条例の一部を改正する必要が生じましたために、地方自治法第179条第1項の規定に基づきま

して、平成16年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

まず、その内容に入ります前に、平成16年度の地方税制の改正の主な内容につきまして御説明を申し上げますと、まず、三位一体改革の一環といたしまして、税源移譲を平成18年度までに所得税から、個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとして、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において所得税の一部を使途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税の創設がなされております。

所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は、人口を基準に都道府県及び市町村に譲与されるものでございます。

次に、個人住民税均等割について見直しがなされております。市町村民税の均等割について、 人口段階区分を廃止をいたしまして、その税率を「3,000円」に これは年額でございますが、「3,000円」に統一がなされ、本年度から施行されます。

それから、次に、個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する非課税措置の廃止。この改正は、平成17年度分以後の個人住民税について適用がなされ、平成17年度分については、その税率を2分の1に軽減がなされます。

それから、次に、土地建物等の長期譲渡所得に係る100万円の特別控除は、平成17年度分以後の住民税について廃止になり、税率が引き下げられます。

それから、老年者控除の廃止が、平成18年度分以後の個人住民税について適用がされます。 その改正後においても、所得金額が一定金額、年金収入245万円以下のものついては、住民税が非課税となります。

その他、課税実施権の拡大が図られております。

地方税法改正は、3月31日に公布がなされ、4月1日より施行されております。地方税法等の改正により、市税の条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

それでは、次のページをお開き願いたいと思います。

壱岐市税条例の一部を改正する条例を次のように改正する、といたしまして、第24条第1項 第2号中の、個人の市民税の非課税の範囲で「老年者」を「年齢65才以上の者」に改めます。

それから、次の第24条第2項中、個人の市民税の均等割の非課税範囲の算定額が「19万2,000円」を「17万6,000円」に改めます。

それから、第24条第3項でございますが、「市内に住所を有することにより、均等割の納付 義務を負う夫と生計を一にする妻で、市内に住所を要する者に対しては、均等割を課さない。」 を削除で、非課税措置の廃止であります。

それから、第26条第3項中、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を徴収する場合

において発する納入通知書に指定すべき納付期限は、その日のその「発行」の日からを、「発付」に改めます。

それから、31条第1項中、個人市民税の均等割「年間2,000円」を「3,000円」に改め、同条第2項の表の第1項中の法人市民税均等割の区分で、「防災街区整備事業組合、」を加えることにいております。

それから、第34条の2中、「、老年者控除額」を削っております。

年齢が65才以上で、合計所得額が1,000万円以下である者の控除が削除されます。

それから、第34条の8第2項中で、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除不足額に係る 延滞金の免除に係る分が加えられました。

それから、第36条の4第3項中は、26条3項の関連で、市民税に係る不申告に関する過料の納入通知書の「発行」を「発付」と改めます。

それから、第48条第2項中の、法人等の市民税の申告納付で、外国法人が信託業法により加えられます。

それから、第54条第7項で、家屋の所得所有者以外のが、その事業のように供するため取り付けた附帯設備については当該取り付けた者を所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち、家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして、固定資産税を課することとなり、テナント等の特定附帯設備について明文化されました。

それから、第87条、それから、2ページの89条、それから、3ページの90条及び第91条で軽自動車に関する申告または報告が、総務省令により申告様式が統一をされました。

それから、3ページの上から4行目でございますが、附則第5条第1項は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲で、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は、「36万円」が「35万円」に引き下げられました。

それから、3ページの5行目から次の4ページにかけまして、附則第6条で、見出しが「居住 用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に改められております。

居住用財産に譲渡損失の金額が、その年度及び翌年度以降、3年間の損益通算、繰越控除が可能となり、繰越控除は合計所得が3,000万円以下の年に限り、平成18年12月31日まで延長されました。

それから、居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設がなされておるところでございます。 それから、5ページから6ページでございます。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除につきましても、適用期限を3年間延長することとなりました。

それから、7ページの9行目でございますが、附則第10条で、新築住宅等に対する固定資産

税の減額の規定の適用を受けようとする者が申告すべきについて、その下の9行目、附則第15条で特別土地保有税の課税の特例について、それから、下の方から3行目でございますが、 附則第17条第1項で、長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例で、特別控除が廃止となりまして、所得割が100分の3.4に相当する金額になっております。

それから、8ページ中ほどで、附則第17条の2で、優良住宅地の造成のために、土地等を譲渡所得に係る課税の特例で、平成21年まで延長され、2,000万円以下の場合100分の2.7に、2,000万円を超える場合は54万円を控除し、100分の3.4に改められまして、短期譲渡所得の課税特例、株式等に係る譲渡所得について、準則によって改正をいたしております。

この条例の施行期日は平成16年4月1日から施行をすると、ただし、次に掲げる各号については、当該各号に定める日から施行をするというふうにいたしております。

以上、説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 財政課長。

財政課長(久田 賢一君) 承認第25号について御説明をいたします。

平成15年度壱岐市一般会計暫定補正予算(第1号)について、地方自治法の規定によりまして、平成16年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めます。 補正予算書の方をお開きください。

1ページでございます。専決の第25号でございます。

平成15年度壱岐市一般会計暫定補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,638万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,712万7,000円といたしております。

第2条は、繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正について定めております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

変更で、土木費の道路橋りょう費の中の芦辺でございますが、市道内海線の改良舗装事業につきまして、年度内完成を予定をいたしておりましたが、用地交渉等に不足日数を要したために、 繰り越しを追加をさせていただいております。

それから、第3表の地方債補正でございますが、地方債の最終許可額にあわせて、それぞれ増減して、変更をさせていただいております。

次に、12ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。1款4項の市たばこ税から2款の地方譲与税、それから、3款の利子 割交付金、次のページの4款の地方消費税交付金、5款のゴルフ場利用税交付金、6款の自動車 取得税交付金、それから、8款の地方交付税、これは特別交付税でございますが、それから、その次のページの9款の交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれの交付決定額にあわせて、それぞれ増減をさせていただいております。

10款の分担金及び負担金の分担金でございますが、これは、農地災害の事業費の確定によります受益者分担金の減額でございます。

次の、農林水産業手数料でございますが、これは、家畜診療所協議会が家畜診療の診断書を 2月末で締めて、提出をしたために、診療手数料を減額をいたしております。

12款の国庫支出金から、13款の県支出金につきましては、補助決定額にあわせて、それぞれ増減をいたしております。

次に、20ページをお願いいたします。

16款の繰入金でございます。特別会計繰入金は、一般会計からの繰りかえ運用額を決算額にあわせて繰り入れております。

また、説明欄の2行目の老人保健特別会計繰入金は、16年の2月末で各町老保の繰り入れを 完了しておりましたが、15年度の決算で収支ゼロ決算をいたしたために、不用額が生じており ますので、その分を繰り入れております。

16款2項の基金繰入金でございますが、これは、家畜導入事業資金供給事業の基金の繰入金でございまして、導入頭数の追加によります増加でございます。

次のページの18款4項の雑入でございます。

これは、旧町の決算剰余金、旧壱岐四町合併協議会の決算剰余金をそれぞれ追加をいたしております。

19款の市債は、最終許可額にあわせて5,360万円追加いたしております。

次に、24ページをお願いします。

歳出でございます。

2 款の総務費の財産管理費でございますが、これは工事請負費で、仮本庁舎の改修工事費、それから、駐車場の整備工事費を入札によります執行残を減額いたしております。

積立金は、歳入財源の確保によりまして、財政調整基金の積立金を1億8,000万円、地域 振興基金の積立金を2億円追加をいたしております。

1 2 目の合併関連事業費は、実績によりまして不用額を減額をいたしております。

3款の民生費は、実績によりまして、それぞれ不用額を減額をいたしております。

次のページをお願いいたします。

4款の衛生費でございます。簡易水道事業特別会計の繰り出し金を補償工事費の県負担分の収入増によりまして、繰り出し金を減額いたしております。

6款1項の農業費は、実績によりまして不用額を減額いたしておりますが、次のページの畜産業費中の家畜導入事業の補助金につきましては、導入頭数の追加によりまして増額をいたしております。

次に、30ページをお願いいたします。

6 款 3 項の水産業振興費でございますが、これは実績によりまして、不用額を減額をいたして おります。

漁港管理費、芦辺港ターミナルビル事業特別会計の繰り出し金を、県補助金の減額によりまして追加をいたしております。

次の、漁業集落環境整備費でございますが、これは、実績によりまして不用額を減額をいたしておりますが、繰り出し金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の工事費、それから、水道移転工事の分の減額によりまして、減額をいたしております。

7款の商工費の観光費でございます。イルカパークの管理委託料の減額をいたしておりますが、 これは、前年度にえさが低価格で購入できたことによりまして、今年、えさの購入がなかったと いうことで減額でございます。

それから、次のページの、8款の道路橋りょう維持費でございます。

市道環境管理委託料の減額でございますが、これは、旧町で2月末までに支払いをしておった ために、減額をいたしております。

次の道路橋りょう新設改良費は、実績によりまして不用額を減額をいたしております。

8款3項の河川費でございますが、土地購入費の減額でございますが、これは、用地交渉で同意が得られなかったということで、減額でございます。

次の34ページをお願いします。

10款3項の中学校費でございます。これは、修繕料の執行残を減額をいたしております。

それから、11款の災害復旧費につきましては、実績によりまして、それぞれ減額をいたして おります。

次のページをお願いします。

13款2項の公営企業費の三島航路事業費でございますが、これは、国庫補助金の収入減によりまして、繰り出し金を追加をいたしております。

次に、13款3項の旧町借入金返済金でございます。勝本支所費で、国民健康保険特別会計から一般会計へ繰りかえ運用をしておりましたので、その返済金として繰り出し金を追加をいたしております。

芦辺支所費では、暫定予算で1億9,211万7,000円の返済金を計上いたしておりましたけれども、実際の借入額が2億円だったために不足分を追加をいたしております。

一番最後のページでございますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の行の一番右端でございますが、15年度末の一般会計の残高見込みが273億9,464万8,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 健康保健課長。

健康保健課長(小山田省三君) 承認第26号平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫 定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

予算書の1ページをお開きください。

専決第26号平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)について、 説明いたします。

専決の目的、期日等は一般会計説明のとおりでございます。

平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)は、歳入歳出算定予算の総額に歳入歳出それぞれ457万4,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,185万1,000円とするといたしております。

款項の区分及び当該ごとの金額等の内容は、2ページから7ページに掲載のとおりです。

8ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

5款の療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払い基金から交付される退職者医療費交付金 を1,600万円減額しております。

8款の繰入金は、9町の繰りかえ運用返済分で、一般会計からの繰入金を2,057万4,000円増額しております。

次に、歳出について説明いたします。

10ページをお開きください。

2款の保険給付費は、退職者医療交付金1,600万円の減額に伴う財源内訳の変更でございます。

9款の諸支出金中、旧町借入金返済金で、補償補てん及び賠償金6,332万7,000円は、 一時借入金返済金と予算調整による分を調整し、減額して計上しております。

繰り出し金の6,790万1,000円は、旧町一般会計繰り出し金と予算計上額を調整した金額を計上しております。

以上で、平成15年度国民健康保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)の説明を終わります。 次に、承認第27号平成15年度壱岐市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)についての 専決処分を報告し、承認を求めることについて。 予算書の1ページをお開きください。

専決第27号平成15年度壱岐市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)について、説明いたします。

平成15年度壱岐市の老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)は、歳入歳出暫定予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,763万7,000円を減額し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ6億840万1,000円とするといたしております。

款項の区分及び当該ごとの金額等の内容は、2ページから7ページに掲載のとおりです。

8ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款の医療費交付金は、社会保険診療報酬支払い基金から交付される交付金を1億 4,960万3,000円減額して計上しております。

2款の国庫支出金は、医療費負担金として交付される追加分を948万2,000円、増額して計上しております。

3款の県支出金は、医療費負担金として交付される増加分の現年度分353万円、過年度分144万2,000円を、それぞれ計上しております。

4款の繰入金は、一般会計からの繰入金248万8,000円を減額しております。

次に、歳出について説明いたします。

10ページをお開きください。

1款の総務費中、繰り出し金2,280万円は、一般会計への繰り出し金です。

2款の医療諸費中、20節扶助費1億3,442万1,000円は医療給付費を、同じく、

20節643万4,000円は医療費、支給費を、それぞれ減額して計上しております。

3款の諸支出金中、旧町借入金返済金で28節繰り出し金1,958万2,000円は、一般会計との繰りかえ運用による旧町一時借入金返済分で、減額した金額を計上しております。

以上で、平成15年度老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)の説明を終わります。

次に、承認第28号平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

予算書の1ページをお開きください。

専決第28号平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)について、説明いたします。

平成15年度の壱岐市の介護保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)は、歳入歳出暫定予算の総額から歳入歳出それぞれ2,034万9,000円を減額し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,545万2,000円とする、といたしております。

款項の区分及び当該ごとの金額等の内容は、2ページから7ページに掲載のとおりです。

8ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

4款の支払い基金交付金は、社会保険診療報酬支払い基金から交付される介護給付費交付金を 770万円増額しております。

7款の繰入金は、一般会計からの繰入金を2,531万1,000円減額しております。

9款の諸収入中、雑入は旧町の15年度決算剰余金を273万8,000円減額しております。 次に、歳出について説明いたします。

10ページをお開きください。

2款1項の介護サービス諸費は、介護サービス給付費負担金を1,910万円減額しております。

3項の高額サービス費は、高額サービス費負担金を60万円減額しております。

6款2項の諸支出金中、借入金返済金は旧町借入金返済金を2,000万円減額し、一般会計 との繰りかえ運用に伴って、繰り出し金を1,935万1,000円増額しております。

以上で、平成15年度介護事業特別会計暫定補正予算(第1号)の説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 水道課長。

水道課長(松本 徳博君) 承認第29号平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定補正予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、御説明申し上げます。

専決第29号平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定補正予算でございますが、歳入歳 出算定予算の総額に歳入歳出それぞれ496万1,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額 を歳入歳出それぞれ10億4,649万2,000円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入5款財産収入2項財産売払収入1目の不動産売払収入でございます。1,002万5,000円でございますが、これは、郷ノ浦支所、志原・初山地区簡易水道事業におきます代替地の土地売払収入でございます。

6 款繰入金、 8 款諸収入、 9 款市債につきましては、工事費の執行残等によります精算でございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出、1款総費から2款の施設管理費につきましては、工事入札執行残と精算によります 調整減額でございます。

3款公債費につきましては、工事費補償費繰越分によります財源構成でございます。

4款諸支出金1項旧町借入金返済期1,342万5,000円につきましては、一般会計への繰

り出し金でございます。

次に、繰越明許費でございますが、4ページの第2表をお願いいたします。

補正後の1,145万円につきましては、湯ノ本地区の県道改良工事の繰り越しの関係による ものでございます。

歳入歳出暫定補正予算事項別明細書につきましては、歳入を 5 ページに、歳出を 6 ページに記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、承認第30号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定補正予算についての専 決処分を報告し、承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第30号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定補正予算でございますが、歳入歳出 暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ1,756万3,000円を減額し、歳入歳出暫定予算の総額 を歳入歳出それぞれ9億6,753万3,000円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

- 2、歳入、4款繰入金の7款市債の減額補正につきましては、工事事業費の精算によるものでございます。
 - 10ページをお願いいたします。
 - 3、歳出、1款総務費、2款公債費につきましては、事業費等の精算の減額でございます。
- 3款諸支出金、旧町借入金返済金670万1,000円につきましては、旧町での一時借入金の一般会計への繰り出し金でございます。

歳入歳出暫定補正予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、承認第31号平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定補正予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第31号平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定補正予算でございますが、 歳入歳出暫定予算の総額から歳入歳出それぞれ1,047万5,000円を減額し、歳入歳出暫定 予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,775万3,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

- 2、歳入、1款使用料及び手数料でございますが、3万6,000円の使用料の増によるものでございます。
 - 2款、3款につきましては、事業費等の精算によります減額調整でございます。
- 4款繰越金、繰越金の494万9,000円の減額補正でございますが、これは、加入者助成金等当初見込みより少なかった関係で不用額を出しております。
 - 5款諸収入1目雑入327万9,000円の補正につきましては、旧町決算剰余金でございま

す。

6款市債1目下水道事業債20万円の減額補正でございますが、工事費の精算によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出、1款総務費1目一般管理費、2目施設管理費の274万8,000円の減額補正に つきましては、芦辺支所、石田支所における需用費等精算の減額調整でございます。

次の、1款総務費2項漁業集落排水整備費、2款公債費の減額補正につきましても、整備事業 費の減額によるものでございます。

それから、次に1款総務費、2款公債費につきましても同じでございます。

4款諸支出金、旧町借入金返済金15万1,000円の減額補正でございますが、旧町での一時借入金の返済金でございます。

歳入歳出暫定補正予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出6ページに記載 しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明申し上げ、御報告いたしましたが、御承認賜りますようお願いいたします。

この中で、繰越明許費の補正の内容を申し上げます。

簡易水道の4ページでございますが、第2表の繰越明許費でございます。 1,145万円につきましては、湯ノ本地区の県道改良工事によりまして、補正をしております。

それから、次の第3表地方債補正につきましても、事業費の精算によります調整でございます。 以上で終わります。よろしくお願いいたします。

議長(瀬戸口和幸君) 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長(吉永 正司君) 承認第32号平成15年度壱岐市三島航路事業特別会計暫定補 正予算(第1号)について、地方自治法の規定により専決処分をしたので、これを報告し、承認 を求めるものでございます。

予算書の1ページをお願いします。

専決第32号平成15年度壱岐市三島航路事業特別会計暫定補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出それぞれ501万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,044万1,000円とします。

次に、8ページをお願いします。

歳入、1款の使用料及び手数料、船舶使用料でございます。これは、実績により増額をいたしております。

2款の国庫支出金、船舶費補助金3,000万円の補助金の予定をいたしておりましたが、国

の予算の交付率によりまして、2,100万円の決定となっております。900万円の減額補正 をいたしております。

次に、5款の繰入金、国庫補助金の減額により、一般会計からの繰入金300万円を増額をいたしております。

7款の諸収入、雑入でございます。これは、大島待合所内のバリアフリー化によります事業費の2分の1の補助を、交通エコロジー・モビリティー財団からの助成金が決定をいたしております。

10ページ、お願いします。

歳出については、1款、2款については実績により減額をいたしております。

3款の諸支出金、旧町借入金の返済金、これは、旧町2月29日現在での決算見込みで、歳入不足額4,774万1,000円を見込んでおりましたが、4,466万2,000円となりましたので、307万9,000円の減額をいたしております。

以上で、説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 水産課長。

水産課長(今村 光一君) 承認第33号平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求める件について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

専決第33号平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算(第1号) につきましては、歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出をそれぞれ22万1,000円を追加し、 歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ878万3,000円とするものでございます。

歳入の方から御説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入、1款使用料及び手数料につきましては、ターミナルビルの施設の使用料を21万5,000円計上いたしております。

それから、県支出金でございますが、基本設計の中で、補助対象分と単独分が最終的に決定いたしましたので、県補助金分が84万2,000円減額となり、そのために、繰入金として一般会計より84万8,000円繰り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

1 款総務費の管理費でございますが、これは、消耗品の減額でございます。

それから、3款諸支出金、旧町借入金返済金でございますが、これを22万6,000円計上をいたしております。

御審議賜りまして、御承認いただきますようによろしくお願いいたします。 議長(瀬戸口和幸君) 暫時休憩します。再開は、11時10分とします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

議長(瀬戸口和幸君) 再開します。

承認第24号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、承認第33号平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについてまで10議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 御異議なしと認めます。したがって、承認第24号から承認第33号までについては、委員会付託を省略することに決定されました。

これから、議案に対する審議を行います。

承認第24号から承認第33号まで、順に質疑、討論、採決を行います。

承認第24号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。53番、品川議員。

議員(53番 品川 洋毅君) 承認24号についてお尋ねをいたします。

先ほど部長の説明では、「三位一体改革」という言葉が出ましたことと、18年度までの税源移譲に対する対応と、確かに、そういうふうにお聞きをいたしたと思うわけでございますけれども、この中で、現在、交付税の削減、補助金の削減あって、税源移譲がなかなか進まない条件下でのこういう対応、条例の改正ということになってるかと思いますが、もし18年度までということでありますと、この中で、私、若干聞いた話では、税源移譲ができない場合には、総務省の方から国庫補助金を増額するというようなことも若干耳に入っております。そういった場合でも、もし国庫補助金に置きかえられた場合でも、この条例をそのままお引き継ぎになるのかどうか、あくまで、三位一体改革ができるまで、これで行くというふうになるのか、それと、三位一体改革についてどのようにお考えであるか、お尋ねをいたします。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 53番議員にお答えをいたします。

三位一体の改革の一環としての税源移譲ということになっております。これにつきまして、それぞれの問題、国会等で生じた場合は、また、地方税法等の改正がなされるかと思われますので、

その時は、そのような対応をしてまいりたいと思います。

また、三位一体については、税源等につきましては、もろもろ交付税措置等をされております。 これらについては、また、財政の方からも説明がなされるかと思いますので、私の方では、税の 方だけで御回答をさせていただいて、御了承いただきたいと思います。

ちなみに、この場合、地方財政計画におきまして、15年度から16年に対する税の伸び、これ分についてはマイナスでございます。というのが、経済状況もろもろを考えられたときに、マイナスでの地方財政計画等がされております。

以上です。

議長(瀬戸口和幸君) 8番、町田議員。

議員(8番 町田 正一君) 先ほどから、今品川議員の方から質問があって、それに対する答弁なんですが、ちょっと不思議な感じがするんですが、基本的に、答弁は執行される最高責任者の市長がやって、例えば三位一体改革について質問されて、それについてどう思われるかというふうな質問に対しては、基本的に市長がお答えになって、ただ専門分野については担当の部課長が、市長が指名して答弁するという形が基本的に議会のあり方だと思うんですが、それについては、議長はどうなんでしょうか。さっきから、ずっと担当の部課長がいきなり説明ずっと入られてるわけですが、基本的には、行政の最高責任者は市長であられるわけですから、基本的には市長が答弁すると、それで、市長がわからない専門分野については、市長が担当の部課長を指名して、答弁するというのが、基本的に議会の審議のあり方だと思うんですが。

議長(瀬戸口和幸君) 8番議員の意見でございますが、私としましては、執行部側が答弁を求めたのを指名することに、原則としております。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑はないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第24号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、承認第25号平成15年度壱岐市一般会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分

を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。 6 0 番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 先ほどの説明の中で、予算書の6ページ、繰越明許費についてですが、これは、工事費にかかわるものだという説明ですが、約5,700万の繰り越し、これは、もう1回、明確に繰越明許にした、しなければならなかった理由と、その工事箇所、路線名、それをお願いいたします。

議長(瀬戸口和幸君) 建設部長。

建設部長(白川 武春君) 60番議員の御質問にお答え申し上げます。

この繰越分につきましては、芦辺町の内海線でございます。八幡に通じる道路でございまして、3月31日までに執行できなかったという説明でございましたけれども、用地交渉等かなり難問がございまして、おくれたようでございます。それで、以前に繰り越すべきでございましたけれども、努力をいたしました結果、ようやく用地のめどもつきましたので、繰り越して、25日の日に入札をするようにいたしております。

以上です。

議長(瀬戸口和幸君) 60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 旧町4町の、例えば道路をつくっていく場合の用地折衝、おそらく、地元の要請に基づくもんだと思いますが、用地折衝の完了を期して工事着工をするようにしなければ、こういった事態がしばしば生まれます。これは、理事者も、議会全員御承知のとおりだと思います。要望をしておきますが、財政的にも苦しい状況の中で、今後、新設あるいは改良をしていかなければならない路線については、用地折衝終了が明確になった時点で工事を始める、そういう方法に変えていただかなければ、余計な経費が必要となります。そういう点については、4町それぞれのやり方があったかもしれませんが、今後は、その線を明確にして、着工するようにお願いをしたいと思います。御答弁をいただきます。

議長(瀬戸口和幸君) 建設部長。

建設部長(白川 武春君) 60番議員の仰せのとおりと思います。当然、用地交渉がなされないと工事にも着手できませんし、まず、やっぱり用地交渉終わった時点で、予算も組むのが妥当だと思っております。なるべく、そういう方向で進めていきたいと思っております。

議長(瀬戸口和幸君) 60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 4町の場合、どういうふうにやられていたかわかりませんが、 勝本町の場合は、ここ20年余り、土地折衝ができなくて、できるだろうという見通しの中で着 工して、そして補助金を返納しなければならない事態もかつて起こりました。それを機会に、完 全に折衝が妥結した後にかかっていくようにしていったわけです。そういう面では、特に、地元 の要望でやる場合は、でき得る限り、地元の協力を得て、土地の提供の同意をとっていただくように、あわせてやっていただきたい。そうしなければ、いろいろ注文が出過ぎて、多額の工事費が重なるという事態のまずい経験から、今後は明確にやっていただくことを要望して、終わります。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第25号平成15年度壱岐市一般会計 暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認する ことに決定しました。

次に、承認第26号平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第26号平成15年度壱岐市国民健康 保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることにつ いては、承認することに決定しました。

次に、承認第27号平成15年度壱岐市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)についての 専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第27号平成15年度壱岐市老人保健特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、承認第28号平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。 16番、山下議員。

議員(16番 山下 正業君) 28号介護保険特別事業会計について、少し要望と質問をいたします。

先ほどの27号も少し関連し、ちょっと違うところもありますが、介護保険について、高齢化社会の中で、こうした介護保険サービス、その他いろいろにつきまして、予算につきましては、ないもので出せないという形になっておるようでございます。予算の中で、1,700万からの減ということなど本当を言うと、増にして、老人社会を助ける意味でも、また、弱い立場の人を育てる人々がおられます。そうした中で、要望として、こうした介護保険の活用が、もっと皆さんのためになるようにできないものかと思いますが、国、県、また、地方につきまして、予算があらゆるところで減ってきているので、あえて難しいことは言いませんが、今後とも介護、老人、その他、それに関連した方々が、仕事が充分できるのかと思いますので、その辺を勘案しながら、市長さん、よろしくお願いいたし、また、担当につきましても、今後の社会づくりになくてはならない介護事業、特に、要望して、私の発言を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 山下議員、答弁必要ないですね。

議員(16番 山下 正業君) はい。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。49番、森山議員。

議員(49番 森山 是蔵君) お尋ねをします。

介護サービス諸費の1,910万円が、これは減額ですけども、これは、内容についてお知らせを願いたいと思います。

議長(瀬戸口和幸君) 健康保健課長。

健康保健課長(小山田省三君) 49番議員の質問にお答えをいたします。

本予算は、合併後の1カ月の暫定予算でございます。予算総額を見ましての、全体からの一応

減額調整をいたしておるところでございますから、内容を、介護サービスは、すべての中から、 一応1,950万円を減額したということでございます。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論 はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第28号平成15年度壱岐市介護保険 事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて は、承認することに決定しました。

次に、承認第29号平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 〔替成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第29号平成15年度壱岐市簡易水道 事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて は、承認することに決定しました。

次に、承認第30号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 予算書の11ページの1款総務費、説明にありましたように、これは減額補正でございますが、平成15年度の工事入札の結果、1,268万2,000円の残が出たということでありますか。それをちょっとお尋ねします。

議長(瀬戸口和幸君) 建設部長。

建設部長(白川 武春君) 60番議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに、15年度の分の入札執行残による減額でございます。

議長(瀬戸口和幸君) 60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) ちなみに、大体私は、郷ノ浦町の公共下水道事業については、 多いに不信と不満を持っておりますので、6月の定例議会で本格的に充分なる質問をしたいとは 思いますが。新聞報道によりますと、平成16年度の国、県の工事に対する補助額が約5億 6,000万だったと記憶します。

ちなみに、現在工事は進められておりますが、平成16年度の下水道工事の予算は、幾らになっているのか、この機会にちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長(瀬戸口和幸君) 建設部長。

建設部長(白川 武春君) 60番議員の御質問でございますが、まだ16年度につきましては、まだ予算議決もいただいておりませんし、もうしばらく御猶予をいただきたいと思っております。 議長(瀬戸口和幸君) 60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 理事者にお願いをしておきますが、郷ノ浦町の、昨年、議会で都市計画税の廃止を町長が提案し、議会が承認されました案件については、これは合併協議会の協定違反でありますし、そして、今後、都市計画法を引用しながらやらなければいけない島内の下水道工事、そしてまた、漁村・農村集落環境整備事業にもかかわりが出てまいります。こういう面では、6月の議会では、理事者に私はかなり厳しく質問を申し上げます。というのは、都市計画税の復帰をやる以外に解決の方法はないわけで、3月の臨時議会でも申し上げましたが、郷ノ浦の町民の方から出されていた問題につきましては、加入者の負担金を公平なものにしてくれという要望であって、都市計画税の廃止に飛躍していったというのは、これはもう、少なくとも長の責任であり、議会の責任でもあります。こういうものを厳しく検討していかなければ、何のために合併したのかわからない状況です。この問題については、特に都市計画税で上がってくる自主財源は、平成14年度で実績5,200万円の工事費以外に使われない金で、今度の平成16年度の予算の中では、税を廃止しておりますから、収入がないわけですし、その負担は当然一般会計から出さざるを得ないという事態が現在あるわけです。こういう島民をだますような合併の悪弊、これが第1号です。

この問題を、新市長は腹に収めて、明確な回答を望んでおきます。

以上で終わります。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第30号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、承認第31号平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。56番、赤木議員。

議員(56番 赤木 英機君) これ、暫定予算でございますので、何ら私が予算につきましては申し上げることございませんけど、これは御承知のように、旧2町の事業でございまして、合併をいたしまして、今の事業もずうっと地元は継続をいたしておるわけですが、合併前はスムースに事務処理ができておりましたのが、この3月以後、非常に本庁の方からお見えになりますが、まだ、その現場を掌握しておられないか、私が申し上げるのはなんですけど、勉強不足か、態度からして、これは町民が非常に遺憾に思うような事を言って帰る職員もおるそうでございます。ですから、できましたら、支所と連絡をとりながら、ひとつスムースに出向をお願いいたしたいと、その要望だけでございますので、多くは申し上げません。

議長(瀬戸口和幸君) 答弁は必要ないですか、赤木議員。よろしいですね。14番、豊坂議員。 議員(14番 豊坂 敏文君) この議案の中に、繰越金が494万9,000円がありますが、 同額、全額減額がされております。この説明を詳細にお願いをします。

議長(瀬戸口和幸君) 水道課長。

水道課長(松本 徳博君) 14番議員の御質問にお答えいたします。

この繰越金の494万9,000円でございますが、これは、旧町での暫定予算を組んだ折に、 石田町での不用額が生じておりまして、その分を繰越金としておったわけでございますが、 15年度の精算といたしまして、この494万9,000円を減額としております。

議長(瀬戸口和幸君) 14番、豊坂議員。

議員(14番 豊坂 敏文君) 旧町で組んでいうことじゃないです。これは、壱岐市で組んで おりますから、旧町で組んだ予算じゃないです。

それから、全額減額をするということは、千円も立てないという、今見込み決算がもう出てる と思いますから、その中で理解していいですか。 議長(瀬戸口和幸君) 水道課長。

水道課長(松本 徳博君) そのように理解していただいて結構です。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第31号平成15年度壱岐市漁業集落 排水整備事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めること については、承認することに決定しました。

次に、承認第32号平成15年度壱岐市三島航路事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第32号平成15年度壱岐市三島航路 事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて は、承認することに決定しました。

次に、承認第33号平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、承認することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、承認第33号平成15年度壱岐市芦辺港 ターミナルビル事業特別会計暫定補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求め ることについては、承認することに決定しました。

. .

日程第14.議案第19号

日程第15.議案第20号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第14、議案第19号壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について、日程第15、議案第20号壱岐市監査委員条例の制定についてを上程し、議題と します。

議案について提案理由の説明を求めます。

市長(長田 徹君) 総務部長。

総務部長(澤木 満義君) 議案第19号壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、国民健康保険税額等を改正するため、この条例案を提案するものであります。

まず、説明に入ります前に、国保税率について御説明をいたします。

税率は、平成15年度合併後、3月、1カ月分については、経過措置といたしまして、旧4町ごとの税率を適用してまいりました。合併に伴う壱岐市国民健康保険税条例の税率につきましては、運営に必要な税率で、条例を制定をさせていただきました。

国民健康保険事業運営は、平成14年10月から施行された前期高齢者の医療費負担、介護納付金の増等で、被保険者負担が増加いたしております。

平成16年度税率の算定におきましては、国民健康保険事業を運営する上で、規定額を試算いたしております。国民健康保険税は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の4方式で税率を求めてまいります。所得割額、資産割額は、被保険者の総所得金額等から案分して、税率額を策定いたします。

特に、所得の増減にかかわらず、国民健康保険事業を運営するに必要な税を課税しなければならないわけでございます。

平成15年度の各町の異なった税率のもとに、16年度の被保険者世帯の所得及び固定資産税をもとに税額を試算し、平成15年度各町の税額等の伸び率などを参考に、国民健康保険事業に必要なぎりぎりの税額を算定をいたしましたので、今後の事業運営においては、保険税の徴収率向上に努めてまいる所存でございます。

国民健康保険税率は、所得割額100分の8.1、資産割額100分の31、被保険者均等割1人について2万3,000円、世帯別平等割額1世帯について3万2,000円は現行のとおりといたしまして、介護納付金課税被保険者に係る額を改正する条例改正を提案をさせていただいております。

以上、税率についての説明を終わりまして、次の1ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

第6条中の介護納付金課税被保険者に係る所得割額を「100分の1.0」を「100分の 1.1」に改めます。

第7条の2中、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を1人について「5,200円」を「5,400円」に改めます。

第7条の3中、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を1世帯について「3,600円」を「4,000円」に改めます。

第13条第1項第1号ウの被保険者均等割額「3,640円」を「3,780円」に、第1号への世帯平等割額「2,520円」を「2,800円」に改めます。

同項第2号ウの被保険者均等割額「2,600円」を「2,700円」に、第2号への世帯平等割額「1,800円」を「2,000円」に改めます。

同項第3号ウの被保険者均等割額「1,040円」を「1,080円」に、第3号への世帯平等割額「720円」を「800円」に改めます。

それから、中ほどの附則第8項の改正は、地方税法の改正よる長期譲渡所得に係る特別控除額の改正により、特別控除後の長期譲渡所得額が改められたことによる改正でございます。

また、2ページの中ほど、附則第9号の短期譲渡所得につきましても、長期譲渡所得同様の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用するとい たしております。

以下、適用区分は記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

続きまして、議案第20号について御説明を申し上げます。

議案第20号壱岐市監査委員条例の制定についてでございますが、地方自治法第202条の規定に基づきまして、壱岐市監査委員条例を別紙のとおり制定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法195条2項 これは監査委員の人数でございます、 それから、第200条第2項 これは事務局の設置でございます、及び第202条 これは 条例への委任でございますが、の規定に基づきまして、提案をするものでございます。

壱岐市監査委員条例は、地方自治法及びこれに基づく政令に規定をするものを除くほか、監査 委員に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

第1条から順を追って説明を申し上げます。

第1条は趣旨でございますが、監査委員の定数、それから、事務局の設置、その他監査委員に 関し必要な事項を定めるとする。趣旨でございます。

それから、第2条は監査委員の定数でございますが、「3名とする。」といたしております。 政令市以外の市にございましては、3人または2人となっておりますが、壱岐市の場合は旧4町、 つまり、広域町村組合というふうに監査対象も多岐にわたりますので、3名ということにいたし ております。

それから、第3条は、監査委員に事務局を置く、とするものでございます。

それから、第4条は、請求または要求による監査で、普通地方公共団体の長、議会及び住民から、現金の出納の検査、それから、公金の収納、その他事務執行の監査等の監査請求、または、要求があったときは、当該監査の請求または要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならないというものでございます。

第5条は、定期監査に関す事項でございますが、毎会計年度職務に係る事務、それから、経営 に係る事務管理の監査を行うときは、あらかじめ監査日時を、市長及び関係の行政委員会等に通 知をしなければならないとするものでございます。

それから、第6条は、定例監査のほか、必要があると認めるときは、いつでも財務事務の執行 及び経営に係る事業を監査することができる、とする随時監査及び財政援助を与えている者等に 対する監査を行うときは、あらかじめ監査の事情を、監査を受ける者に通知をしなければならな い、とするものでございます。

それから、第7条、決算等の審査でございますが、監査委員は、決算関係書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付して、市長に送付をしなければならないとするものでございます。

それから、第8条は、現金出納は毎月25日に検査を行うことといたしまして、休日に当たるときは、また、特別な事情がある場合は期日を変更することができるものとする、といたしております。

それから、第9条では、公金の収納等の監査でございますが、指定金融機関が取り扱う公金の収納、支払い事務について監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を、指定金融機関に通知をしなければならない、とするものでございます。

それから、第10条は、公表の方法でございますが、監査委員の行う公表は、壱岐市公告式条

例がございますけども、その第5条の規定によるものとしたものでございます。

それから、第11条は委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 12時になっておりますので、午前中の会議をこれで終了し、休憩したいと思います。再開は13時とします。

十削11時58分休憩
午後 1 時00分再開

議長(瀬戸口和幸君) 再開します。

これより、議案第19号壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。49番、森山議員。

議員(49番 森山 是蔵君) お気持ちはわからんでもないですが、増税ですね、これ。どういう理由で増税をやられたのか、その理由をお聞かせ願いたい。

それから、項目に移りますが、所得の算定方式、これはいろいろとありますけども、どういう ふうな方法で所得を算定なるのか、それを採用なさるのか、そのことをお聞かせ願いたいと思い ます。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 49番の議員にお答えいたしますが、増税の理由といたしましては、 介護保険納付金の拠出金の増でございます。

所得の算定方式といたしまして、平成15年度中の所得から保険税の基礎控除を引きましたのが、所得割の策定基礎になります。その分を、各それぞれの被保険者合計から加えまして、被保険者合計の割合で案分をいたしまして、所得割等を算出をいたします。これにつきましては、応能、応益ございます。

まず、課税する方法といたしまして、所得割、固定資産税割、均等割、世帯均等割、そして、 平等割等がございます。その分が、応能、応益が50、50になっております。それですから、 所得は全部合わせた分から被保険者の分を引いていくと、そして、必要な税金に対して案分をし ていくという方法になります。

以上です。

議長(瀬戸口和幸君) 49番、森山議員。

議員(49番 森山 是蔵君) 私もよくわからないんですけど、例えば、自営業者の所得の算定方式、いろいろあると思います。青申、白、その他、一般統一されたこと、しかも、どこを採

用されるんですか。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) それぞれ被保険者の分でございますので、青色申告であろうが、自 営業の商業であろうが、給与であろうが、全部その所得から基礎控除を引いた分での合計金額を 案分するということになります。まず、被保険者の金額の合計になります。

議長(瀬戸口和幸君) 49番、森山議員。

議員(49番 森山 是蔵君) もちろん、そうです。人間が被保険者、そのとおりです。ところが、その所得といいますと、いわゆる経費を残した分が所得なんです。いわゆる経費と所得の割合、そのことは後に残った課税対象になるという、私はそういうふうに思うんです。違いますか。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 総所得といいますのは、収入から一般的に必要経費を引いた残りの分を所得といたしております。

議長(瀬戸口和幸君) 49番、森山議員。

議員(49番 森山 是蔵君) いや、それは、そのとおりです。だから、青申であった場合には......

と、それから白であった場合は、所得に差が出るんです。その場合どうなさるのかということ で。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 青色申告、白色申告にでも、どれも同じでございますが、まず収入から必要経費を引いた分が所得となります。ただ、青色申告あるいは白色申告については、専従者控除が異なる分がございます。その専従者控除等については、この健康保健税の所得としては加算はしないようになっておりますので、その分は差し引いた最終の所得ということになります。御理解いただけますでしょうか。

議長(瀬戸口和幸君) 森山議員もう3回、もう超えておりますので、別の機会に質疑をしていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。8番議員、町田議員。

議員(8番 町田 正一君) 私は、基本的に、この臨時議会の場で、こういった国民健康保険の、これは特に介護の分なんですが、これを議案として急に出してくること自体が、非常に不思議に思うわけです。これを見ると、所得割、これは平等割、均等割とも、いずれも非常に大幅にアップしてます。ちなみに、全国で一番低いといえば、1,700円ぐらいの介護保険のところもあるわけです。まあ、高いところも5,000いくらのところもありますけども。これ、出し

てくること自体がおかしいというのは、これだと、当然予算書の変更もあるわけですから、それがまずないということと、2番目に、この介護保険の値上げの理由が介護保険の拠出金が増大したと、そんなものが値上げの理由になるんだったら、長田市長は一番最初に、一番今から必要なのは行財政改革が一番必要だというふうに言われたわけですが、その行財政改革も何もしないうちに、とりあえず拠出金がふえたから、とりあえず赤字になるから値上げしなさいというでは、到底納得できない。

それから、介護保険の今の現状で、値上げするのなら、今年度はこういうふうな形で赤字にずっとなっているとか、利用者が急に増大したいとか、そういうような資料があるんだったら別ですけども、これは、単に何もなくて、この条例の中の書きかえ分を、資料の中に、改正する条例は、ここだけをこういうふうに「3,640円」を「3,780円」、「1,040円」を「1,080円」、「720円」を「800円」に改めるというふうな条例だけを提出されて、それで議会で承認してくれとかいうのは、基本的に、僕はおかしいと思うんです。もっと、やっぱり担当の委員会なりに付託するなり、あるいは、きちんとそれを資料として出すなりして、もう少し慎重に、現状が何もわからないまま、とりあえず、その拠出金がふえたから、とりあえず値上げしてくれと、それを、この場で出すのは、僕は基本的にはおかしいと。だから、それは、もう6月の本会議もあるわけですから、それまで継続審議という形に、当然すべきだと思うんですが、そこはどうなんですか。

議長(瀬戸口和幸君) 今の件につきましては、後ほど、この議案は委員会付託にしたいと思いますが、今の段階で答弁できる事項がありましたら、執行部、答弁お願いします。健康保健課長。健康保健課長(小山田省三君) 8番議員の質問にお答えいたします。

介護納付金でございますけど、これは、各医療保険者は、全国平均の第2号被保険者1人当たりの保険料額とみずからの保険に加入する第2号被保険者見込み数をもとに策定した当該年度の概算納付金に、前々年度の精算額を加えた介護給付費納付金をもとに、第2号被保険者に保険料を賦課しておるところでございます。

参考までに、平成15年度の国からの割当金額は、1人当たり3万6,513円でございました。それが、平成16年度は4万1,665円という金額が示されておるところでございます。これに、平成16年度の2号被保険者数の5,449人を掛けた金額が、平成16年度に納付する金額ということになっておるところでございます。

以上、説明を終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 8番、町田議員。

議員(8番 町田 正一君) 介護保険の別に算定基準は私も知ってるんで、別にそんなことをいちいち答弁してもらう必要ないわけですけど、先ほど、議長は委員会付託するというふうに言

いましたけども、朝聞いたところでは、きょう委員会を開いて、委員会できょう結論を出して、 その後議会で可否を問うということですか。

議長(瀬戸口和幸君) そのとおりです。

議員(8番 町田 正一君) すると、今日じゅうに決めるということですか。

議長(瀬戸口和幸君) はい、そのとおりです。

議員(8番 町田 正一君) この資料だけでですか。この資料だけでですか。これ、何にもないわけです。介護保険の現状もわからないわけです。どのくらいの赤字が出てとるかもわからないわけです。それで、先ほど、拠出金の増大が、というのは、要するに、結局利用者がふえたということだけの……3月に専決事項で、介護保険の分は金額まで決めておきながら、たった2カ月で、今回また、これを改訂するということは、どうしても、私、納得行かないんですけども。それで、何できょう決める必要があるわけですか。

議長(瀬戸口和幸君) はい、わかりました。

先ほど8番議員から、なぜこの臨時議会でこれを提案したかという理由に、答えは出てなかったと思いますので、その件でありました。税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) まず、介護保険もあわせて、国民健康保険税の本算定が6月の1日になっております。通常、3月の段階では、前年度の所得 14年度の所得等で見込みで算定をいたしておりました。15年度の確定申告等を出されて、15年度の所得等の、これは増減、所得の伸びあるいは災害等で収入がなかったために、収入が減ったということ等を考慮して、ことしの分についての課税の基礎となる所得金額をある一定把握をいたしまして、それに基づいて税率を求めたということでございます。

それですから、6月1日が本算定でございます。税率を上げなかった場合は、その分だけの運営の収入が減るということになってまいります。そして、納付書の方を集合税で6月15日ごろ発送ということになります。そのためには、運営上必要である財源については、このような形で条例改正を提案させていただくということにいたしております。

議長(瀬戸口和幸君) 8番、町田議員。

議員(8番 町田 正一君) 全く納得できないです。なぜかというと、3月に、既に専決事項で、この金額については、これ値上げする前の金額で決まっておったわけです。これ、議会で、僕たちはそれを承認したわけです。それ、たった2カ月で、これ値上げするというのは、値上げする理由に今の答弁なってないです。そうでしょう。値上げする理由になってないです、今のは。それだったら、3月にそのことは、6月1日に発送するとかいうのはわかってるわけですから、その金額については。当然、その時点で今のような答弁があるわけなんです。答弁が3月の時点で、当然見込みというか、そういうのは当然あったはずなんです。それについて何も言われない

で、いや、急に拠出金がふえたから、3月に専決事項で決定した部分を5月のこの臨時議会で諮るということ自体、私はおかしいと思うんです。

そして、もう1点、これはちょっと介護の分と直接関係ないわけですけども、旧町の国保の未収金の問題です。これをそのままにしておいて、例えば郷ノ浦町だったら1億1,000万か2,000万あります。勝本だって6,000万、芦辺町だって、石田町だってあります。多分、芦辺は、石田に比べたから、異常に、勝本と郷ノ浦の分は未収金が非常に多いわけです。これを、3月のときにも、私、厚生委員会で課長に質問しましたけども、どうするんだと。そしたら、今後努力するというふうに言われたですけども、これ、2カ月たって、どんなふうな努力をした、それでもこうやってできなかった。それで、介護保険については3月にこうやって出したけれども、私たちの見込みとちょっと違った、だから、これを値上げをするとか言うのが、値上げをするために、各担当の委員会の方に審議をお願いするという形が普通だと思うんです。臨時議会で、きょうこの資料を出されて、介護保険の現状もわからんと、ただし、6月1日から、国保の納付金については各家庭に通知せないかんですし、それについて、今ごろになってから、急にこの場に出されて、そんなもん、3月にはわかりませんでしたとか、そんなことおかしいと思うんです。それについてはどうですか。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) まず、所得の把握でございます。所得の把握につきましては、前回の壱岐市の条例で専決をいただいた分につきましては、平成14年度中の所得で、見込みで行っております。今回の分は、平成15年度中の所得ですから、3月の時点では、まだ確定申告、それぞれの申告をされておる時期でございます。その分を集計をいたしまして、今回の所得率ということで提案をさせていただいております。その分がなければ、所得の把握ができない限り、以前のままであれば、所得が上がっておれば問題ないですが、所得が下がった場合は、その分は税率等で反映をさせなければならないという結果となります。

議長(瀬戸口和幸君) 未収金の問題は。

税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 未収金の問題につきましては、3月の議会等でも申しましたとおり、 鋭意努力はいたしております。

今後、議案説明でもいたしましたように、ぎりぎりの税額で算定をいたしておりますので、今 後事業運営において、特に保険税等についての徴収率の向上には努めてまいります。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。19番、中村出征雄議員。

議員(19番 中村出征雄君) 今の関連でございますが、一応、3点ほど質問をいたします。 まず、第1点目でありますが、健康保健の運営協議会、当然市長の諮問機関でありますが、こ の機関に諮問された結果だと思いますが、協議会の構成は、被保険者代表、そしてまた保健医、 または保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ4名、合計12名で構成されていることと思います。 もし、差し支えなかったら、構成メンバーについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、第2点目、先ほどから説明があっておりましたように、課税の方式については4方式、すなわち、所得割、それから、資産割、均等割、平等割の4方式になっております。応能、応益については、先ほど50%、50%ということでありましたが、それぞれ4つの50、50の内訳についてどのように考えておられるのか、その割合について御質問をいたします。

それから、もう1点、今介護保険の関係について、所得の把握ができてなかったということで、 今回の提案の理由でございますが、所得把握については、本税、国民健康保険税についても大い に影響があると思います。

そういったことで、所得が前年度に対して伸んでおるのか、減っておるのか、その状況によっては、本税の方も不足するようなことになるのではなかろうかと思っております。

以上、3点について質問いたします。

議長(瀬戸口和幸君) 健康保健課長。

健康保健課長(小山田省三君) 19番議員の質問にお答えいたします。

国保運協の諮問でございますが、これは、去る5月15日、芦辺支所において開催をいたした ところでございます。

それから、メンバーにつきましては、委員会の方で発表させていただくということで、御了承 をお願いいたしたいと思います。

それから、介護納付金の割当でございますけど、3月の専決時点では割当があっておりません。 その後、金額が示されまして、5,000円を超える額が、一応、平成16年度の1人当たりの 納付額として示されておりました関係で、今回お願いをいたすということになった次第でござい ます。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 19番議員にお答えをいたします。

応能応益の割合ですが、基本的に、所得割、資産割が50、そして、平等割、均等割が50と、 まだ内訳の方までちょっと今調べておりますが、御了承いただきたいと思います。

所得の状況です。全体的に、平成14年度より15年度の方が下がっております。

19番中村議員。

議員(19番 中村出征雄君) 審議会のメンバーについては結構です、それで。

ただ、所得は、前年より落ち込んでおるということであれば、健康保険税の本税が不足するようなことにはならないわけですか。介護保険の分だけ改正すれば、本税の保険税については、充

分改正はしなくても大丈夫ということでしょうか。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 国民健康保険税につきましても、ぎりぎりのところでございます。ですが、旧4町、それぞれ税率が異なっております。ですから、徴収の努力、あるいは、これは国保運営上ですが、繰越金等を充てさせていただく中で、運営をぎりぎりの中でやっていかなければならないかと思われます。そのために、旧町それぞれ税率等が異なっておりますので、その辺を参考にして、国民健康保険税については、改正しなかったということでいたしております。議長(瀬戸口和幸君) 19番、中村議員。

議員(19番 中村出征雄君) これが最後の質問になりますが、今、各町ごとに税率が異なっておるということでしたが、それは、所得割は所得額の8.1%、資産割は固定資産税額の31%、均等割は2万3,000円、平等割は3万2,000円ということで、4町とも一律ということではないわけですか。後は、お答えだけで結構です。

議長(瀬戸口和幸君) 税務課長。

税務課長(浦 哲郎君) 平成15年度の合併前、今の新市の条例は、健康保健税につきましては100分の8.1、資産割が100分の31、そして、平等割が2万3,000円、失礼、均等割が2万3,000円、平等割が3万2,000円になっております。ですが、15年度の当初の税率等については、それぞれ各町、郷ノ浦町で申しますと所得割が7.8、勝本町が7.9、芦辺町が7.7、石田町が7.2と、世帯の平等割にいたしましても、郷ノ浦町が2万9,000円、勝本町が3万円、芦辺町3万円、石田町2万7,000円ということで、それぞれ、これは健康保険税の医療の分でございますが、それぞれ異なっております。もちろん、介護保険についても異なっておる税率、税額でございました。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。7番、平尾典子議員。

議員(7番 平尾 典子君) きょうの国民健康保険税条例の改正について、委員会付託をなさるそうですけれども、このように限られた時間の中で決めるというのも疑問を持っておりますし、一般的な条例の改正とか制定について、市民生活の根幹となる具体的な決まりをつくることにおいて、時間がないとか、物理的な理由なんかの単純で、かつ巧妙な理由で、慎重な議論もなさらずに、制定をなさることに私は疑問が禁じ得ません。どうか、執行部の皆様、議長さん、御一考くだるようお願いいたします。

御答弁は要りません。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。45番、吉富議員。

議員(45番 吉富 忠臣君) 今いろいろと御意見が出ておりますけれども、確かに委員会で付託ということになっても、大変我々厚生委員としても重責を感じるわけでございます。担当の

方にお尋ねをいたしますが、過去、国保の件につきまして、税全体のことでございますけれども、 未収金の対応とか、そしてまた、不納欠損という、そういった条例、法に基づいた処理がなされ ておるわけと思ってはおりますけれども、4町全部が全部、不納欠損があるわけじゃないと思っ ておりますけれども、不納欠損金が700万円近い金額が資料として出ておるわけでございます けれども、非常に、片や率が上がっても納める、あるいは、片や未収金が出ると、そういったと ころが、やっぱり平等性を欠くような行政をしていっていたら、我々議員としても、素直にオーケーするというようなことはなかなかできないと思うわけでございますので、そこら辺も含めて、 充分なる対策をとっていただきたいと、このように思うわけでございます。後は、また委員会の 中でも、いろいろとお尋ねをすることといたしますので、未収金対策等にも充分皆さん方のお力 を理事者のそれぞれの職場の皆さん方の力を結集されまして、努力をしていただきたいと思って おります。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。53番、品川議員。

議員(53番 品川 洋毅君) ただいまお聞きしておりますと、いろんな問題が出ております。これを本会議でやっても、これはもうとてもじゃないけどやれないと思います。したがいまして、これ、継続もまた不可能かと思います。と言うのは、もう市民の皆様に納付書を発送しなけりゃいかんわけです。その問題もあるわけです。それで、私は委員会付託をして、十分議論をしていただいて、きょうの11時59分まであるわけですから、私は、そういった形で充分委員会の中でしていただきたいと、このように要望するものであります。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。56番、赤木議員。

議員(56番 赤木 英機君) 私は勉強不足かと思いますが、これは、合併となりますと、この健康保険等につきましても、これは特例があるんじゃないですか。

と申しますのは、健全な経営を過去にしておいた自治体等については、何年かは、これは猶予をもって、そういう何をやるというような、特例を国の方では検討をしておるということをちょっとお聞きしてるんですけど、詳しくは、執行部の方が御存じでしょうから、御答弁をお願いいたしたいと思います。

議長(瀬戸口和幸君) 健康保健課長。

健康保健課長(小山田省三君) 56番、赤木議員の質問にお答えいたしますが、特例といいますか、税につきましては、不均一課税という制度はございます。そのことを質問されているんだろうと思いますけど。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑がないようですので、議案第19号について質疑を終わりま

す。

次に、議案第20号壱岐市監査委員条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、議案第20号に対する質疑を終わります。

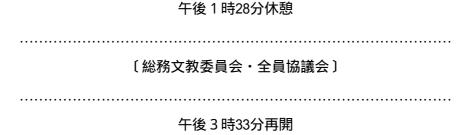
議案第19号及び議案第20号については、総務文教常任委員会に付託します。

直ちに、総務文教常任委員会の開催をお願いします。

暫時休憩します。

なお、常任委員会終了後、議員控え室において全員協議会を開催しますので、集合をお願いします。

休憩します。



議長(瀬戸口和幸君) 再開します。

先ほど審査付託しておりました議案第19号及び議案第20号について、その審査結果を、総 務文教常任委員長から報告を求めます。総務文教委員長。

総務文教常任委員長(長岡 末大君) 委員会審査報告、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記。議案第19号壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原 案可決。

議案第20号壱岐市監査委員条例の制定について、審査の結果、原案可決。

なお、議案第19号の審査にあたっては、厚生常任委員会の所管事項と関連し、同委員会と連合して審査するのが効果的であり、より徹底すると判断し、連合審査の申し入れを行い、慎重に審査を行いました。

終わります。

議長(瀬戸口和幸君) これから委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、 議案の内容については質疑できませんので、御参考までに申し上げておきます。質疑ありません か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論、採決を行います。

議案第19号壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第19号壱岐市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市監査委員条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、 委員長の報告のとおり決定することに賛成方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、議案第20号壱岐市監査委員条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16.同意第1号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第16、同意第1号助役の選任についてを上程し、議題とします。 提案理由の説明を求めます。市長。

市長(長田 徹君) それでは、同意第1号について御説明を申し上げます。

同意第1号助役の選任について、につきましては、澤木満義氏を助役として選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

澤木氏は、旧郷ノ浦役場に勤務し、農林課長、農林水産課長、総務課長などを経て、壱岐4町合併協議会事務局長を歴任し、現在は壱岐市総務部長であります。十分に御審議をいただきまして、同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

議長(瀬戸口和幸君) 本案に対する審議を行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようでございますので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第1号助役の選任については同意する ことに決定しました。

• •

<u>日程第17.同意第2号</u>

議長(瀬戸口和幸君) 日程第17、同意第2号収入役の選任についてを上程し、議題とします。 提案理由の説明を求めます。市長。

市長(長田 徹君) それでは、同意第2号について御説明を申し上げます。

同意第2号収入役の選任について、につきましては、布川昌敏氏を収入役として選任することについて、地方自治法第168条第7項において準用する同法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

布川氏は、旧芦辺町役場に勤務し、税務課長、保健課長、産業振興課長、総務課長、土木水産課長などを経て、現在は、壱岐市の市民生活部長であります。十分に御審議をいただきまして、同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

議長(瀬戸口和幸君) 本案に対する審議を行います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようでございますので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第2号収入役の選任については同意することに決定しました。

ただいま選任されました助役、澤木氏、収入役、布川氏がこれにおられますので、あいさつの申し出があっておりますので、これを許します。澤木氏どうぞ。

助役(澤木 満義君) 大変高いところから失礼をいたします。

このたびの助役の選任につきましては、議員皆様方の同意をいただきまして、まことにありが とうございました。

新生壱岐市の将来を方向づける非常に大事な時期に、助役という大任を仰せつかりまして、身の引き締まる思いをいたしておりますとともに、就任責任の重大さを痛感をいたしておるとこでございます。

元来、浅学非才の身でございます。議員皆様方の御指導をいただきながら、長田市長の補佐役 として、皆さん方の期待にこたえるべく、専心努力をしてまいる所存でございます。

どうか、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。 (拍手)

議長(瀬戸口和幸君) 布川氏、どうぞ。

収入役(布川 昌敏君) 先刻は、全会一致の御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

私は、昭和38年4月1日、旧芦辺町役場税務課に奉職し、40年間地方行政に従事し、先人、 先輩、同僚の地方公務員とともに今日まで歩んでまいりました。図らずも、このたび新生壱岐市 誕生に伴い、長田初代壱岐市長の御推挙を賜り、また、同時に、壱岐市議会の皆様方の御承認を 得まして、収入役として市政に参与することになりました。

私は、人一倍の浅学非才でございます。したがいまして、まさに、青天のへきれきであり、かつ、まことに光栄の極みで、感激ひとしおのものを感じております。

澤木部長も申されたように、今日の地方財政を取り巻きます現状は、一般の方が予測をしてあることをはるかに超えるレベルで悪化していると、私は認識をいたしております。

しかしながら、一方では、住民、島民のニーズは大きくございます。初代長田市長の所信表明にもございましたが、今後の施政方針あるいは理念を踏まえ、その補佐役として、これまで培い、 養ってきました知識と経験を踏まえ、誠実、忍耐、謙虚を肝に銘じ、渾身の努力を傾けてまいり たいと存じます。

議会議員各位の更なる御指導、御鞭撻並びに島民おひとりおひとりの叱咤激励、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、選任をいただきましたごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

<u>日程第18.同意第3号</u>

日程第19.同意第4号

日程第20.同意第5号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第18、同意第3号監査委員の選任についてから日程第20、同意 第5号監査委員の選任についてまで3議案を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

市長(長田 徹君) それでは、同意第3号から同意第5号までについて御説明を申し上げます。

同意第3号監査委員の選任について、につきましては、馬渡武範氏を監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

馬渡氏は、芦辺町瀬戸浦の出身で、長い間、島外で会社員をされて、定年を期に帰郷され、島外での経験を生かし、財務、労務、経営管理のアドバイザーをしてあり、行政に対して深く関心を持たれている方であります。

続きまして、同意第4号監査委員の選任について、につきましては、永田栄氏を監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

永田氏は、勝本町出身で、旧勝本町役場に長年勤務され、議会事務局長を最後に、勇退された 方であります。現在は、勝本漁協の監査委員を兼ねておられますが、期限が6月で切れるそうで ございます。

続きまして、同意第5号監査委員の選任について、につきましては、小園寛昭氏を監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小園氏は、壱岐郡農業協同組合に長く勤務され、現在は理事として農協運営に携わっている方で、旧郷ノ浦町議会議員を経て、現在壱岐市会議員であります。

十分御審議をいただきまして、同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

議長(瀬戸口和幸君) これから議案に対する審議を行います。

同意第3号から同意第5号まで順に質疑、討論、採決を行います。

同意第3号監査委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようでございますので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第3号監査委員の選任については同意 することに決定しました。

次に、同意第4号監査委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようでございますので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第4号監査委員の選任については同意 することに決定しました。

地方自治法第117条の規定によって、小園寛昭議員の退場を求めます。

〔27番 小園 寛昭君退場〕

議長(瀬戸口和幸君) 次に、同意第5号監査委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第5号監査委員の選任については同意 することに決定しました。

[27番 小園 寛昭君入場]

. .

日程第21.同意第6号

日程第22.同意第7号

日程第23.同意第8号

日程第24.同意第9号

日程第25.同意第10号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第21、同意第6号教育委員会委員の任命についてから日程第25、 同意第10号教育委員会委員の任命についてまで、5議案を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

市長(長田 徹君) それでは、同意第6号から同意第10号までについて御説明を申し上げます。

同意第6号教育委員会委員の任命について、につきましては、川富安春氏を教育委員会委員と して任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基 づき、議会の同意を求めるものであります。任期は4年であります。

川富氏は、長崎県教職員として長年勤務され、初山中学校、武生水中学校長を最後に、定年退職後は長崎県地球温暖化防止活動推進委員など、環境問題に取り組んでおられます。

続きまして、同意第7号教育委員会委員の任命について、につきましては、川上京子氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。任期は3年であります。

川上氏は、長崎県教職員として長年勤務し、那賀小学校校長を歴任され、この間、小学校英語 クラブの育成指導などにも務められ、退職後は勝本中学校の心の教育相談員としての実績のある 方であります。

続きまして、同意第8号教育委員会委員の任命について、につきましては、井川武氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。任期は2年であります。

井川氏は、商業を営まれてあり、旧郷ノ浦町教育委員、教育委員長を歴任され、現在、引き続き壱岐市教育委員会の暫定委員であります。

続きまして、同意第9号教育委員会委員の任命について、につきましては、須藤正人氏を教育 委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第 1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。任期は4年であります。

須藤氏は、旧勝本町役場に長年勤務され、教員委員会教育次長、教育長を経て、現在、引き続き壱岐市教育委員会の暫定委員であります。文化財の保護など、文化行政に尽力されている方であります。

続きまして、同意第10号教育委員会委員の任命について、につきましては、西谷德道氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。任期は1年であります。

西谷氏は、天徳寺住職で、旧芦辺町の社会教育委員、体育指導員を長年歴任され、現在は、壱岐市体育指導委員会会長を務めてあります。壱岐の島新春マラソン大会を企画し、現在も中心になって運営にあたっている方であり、また、夏休み期間には、小学生の宿泊体験を長年主催されている方であります。

十分御審議をいただきまして、同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

議長(瀬戸口和幸君) これから議案に対する審議を行います。

同意第6号から同意第10号まで、順に質疑、討論、採決を行います。

同意第6号教育委員会委員の任命について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。8番、町田議員。

議員(8番 町田 正一君) 別に、討論ということじゃないんです、提案なんですが、もう、この助役と収入役について個別採決で構わないと思うんですが、教育委員会の委員とか、固定資産評価審査委員会の委員とかの人事案件については、もう一括採決でいいんじゃないですか。いちいちこうして、立ってやるのも、僕はもう時間のむだだと思うんですけれども。

議長(瀬戸口和幸君) 一括採決ということには参らないと思います。一括採決しますと、反対があった場合、どの方に対する反対かということは判定しかねますので、従来どおり進めていきたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第6号教育委員会委員の任命について は同意することに決定しました。

次に、同意第7号教育委員会委員の任命について、質疑を行います。質疑はありませんか。 31番、江川議員。

議員(31番 江川 連君) 不平ではございませんけど、3年とか、後の西谷氏あたりは 1年というような、その任期ですけど、これは何をもって、こういうふうな年数に違いがあるの か、その説明をお願いします。

議長(瀬戸口和幸君) 総務部長。

総務部長(澤木 満義君) 31番議員にお答えをいたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の中で、最初に任命される委員の任期でございます。これは、市町村の設置後最初に任命される教育委員の任期については、その定数が5名の場合にあっては、2人が4年、1人が3年、1人が2年、1人が1年とすると。この場合は、市長が定めるというふうに任期はなっております。

以上です。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第7号教育委員会委員の任命について は同意することに決定しました。

次に、同意第8号教育委員会委員の任命について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第8号教育委員会委員の任命について は同意することに決定しました。

次に、同意第9号教育委員会委員の任命について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第9号教育委員会委員の任命について は同意することに決定しました。

次に、同意第10号教育委員会委員の任命について、質疑を行います。質疑はありませんか。 45番、吉富議員。

議員(45番 吉富 忠臣君) 休憩をお願いしたいと思います。

一応、議長、よろしゅうございますか。暫時休憩をお願いしたいと思います。

議長(瀬戸口和幸君) 45番議員から休憩の動議が出てますが。 賛成議員がないようでございますので続行したいと思います。

議員(45番 吉富 忠臣君) 今度、教育委員の任命につきましては、ただいま任期につきまして、それぞれ4年、3年、2年、1年とあるということでございました。今後、例えば再任されるというような時期にあられる委員さんは、その後の任期につきましては、どういうふうになってるのかを説明願いたいと思います。

議長(瀬戸口和幸君) 総務部長。

総務部長(澤木 満義君) 45番議員にお答えをいたします。

今任期が終わられた後の任期についてでございますけれども、再選がされた場合については 4年間ということになります。

以上です。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第10号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

. .

日程第26.同意第11号

日程第27.同意第12号

日程第28.同意第13号

日程第29.同意第14号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第26、同意第11号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第29、同意第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、4議案を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

市長(長田 徹君) それでは、同意第11号から同意第14号までについて御説明を申し上げます。

同意第11号固定資産評価審査委員会委員の選任について、につきましては、草野正純氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

草野氏は、郷ノ浦町御出身で、税理士事務所を経営されている方であります。

続きまして、同意第12号固定資産評価審査委員会委員の選任について、これにつきましては、 石井敏夫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第 3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

石井氏は、勝本町御出身で、勝本町漁協協同組合のもと参事を務められた方であります。

同意第13号固定資産評価審査委員会委員の選任について、につきましては、瀬川信幸氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

瀬川氏は、芦辺町御出身で、長崎県に長年勤務され、壱岐農業改良普及センター所長などの経 歴のある方であります。

続きまして、同意第14号固定資産評価審査委員会委員の選任について、につきましては、折田芳紘氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

折田氏は、石田町御出身で、旧石田町役場に長年勤務され、総務課長などの経歴のある方であります。

十分御審議をいただきまして、同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

議長(瀬戸口和幸君) これから議案に対する審議を行います。

同意第11号から同意第14号まで、順に質疑、討論、採決を行います。

同意第11号固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、山下議員。

議員(16番 山下 正業君) 同意11号から同意14号まで、私としては、内容については 同意をいたします。しかしながら、今立派なお方を説明していただきましたが、皆さん方の財産 を評価する、しいて言えば、税金対象になりますので、これは皆さん方、大工とか、建設とか、 免許等を持っておられる方でしょうか。それなりの知識は持っておられると思いますが、上層部 なり含めましては、的確な指導のもとでやっていただきたいとかように思いますが、市長さん、 いかがなものでしょうか。

議長(瀬戸口和幸君) 市長。

市長(長田 徹君) 16番議員にお答えいたします。

この固定資産評価審査委員会委員の方々は、壱岐市の暫定の委員でございまして、それぞれに 経験があられまして、そういう面では、非常にいろいろと専門的な分野も、現在も評価された実 績もございますので、適任と思って御推薦申し上げました。

よろしくお願いいたします。

議長(瀬戸口和幸君) 16番、山下議員。

議員(16番 山下 正業君) ありがとうございます。

私も、家をつくったこともありますが、旧町のときです。大変評価についてばらつきがありました。そういうようなことで、この場でちょっと質問いたしましたところ、適格な方だという市長さんの説明、大変ありがたいと思います。

これからも、それぞれの財産についての評価でございますので、片方は100万、片方は200万と、段差がないように厳しい目で指導していただき、頑張っていただきたいと思います。

本当に、やっぱり健康保険税での、先ほどの話じゃございますが、高く取れば、それだけ税金が入ってきます。しかしながら、市民の皆さんが大変苦労しますので、そこのところを勉強して、 やっていただきますようお願いして終わります。

議長(瀬戸口和幸君) 総務部長。

総務部長(澤木 満義君) 16番議員さんの、ただいまの御意見でございますけども、確かに わかるのでございますが、固定資産評価委員とたしか勘違いなさってるんじゃないかと思います。 これは、固定資産評価審査委員会の委員でございまして、課税対象に搭載された価格等に対しま して、不服等がある場合の審査をお願いする委員さんでございますから、申し添えておきたいと 思います。

議長(瀬戸口和幸君) 16番、山下議員。

議員(16番 山下 正業君) 審査をする方の審査だったら、どうゆうふうになるのですか。 番人の上に番人ということですか。かなり勉強した方でしょうね。わかったような、わからない ような、本当に現実は難しい、そうした中で時間も長くなりますので、もう用心棒が要らないよ うによろしくお願いします。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。45番、吉富議員。

議員(45番 吉富 忠臣君) 前任者ということでございますけれども、これは任期は4年として理解をしておけばいいわけですか。

議長(瀬戸口和幸君) 市長。

市長(長田 徹君) 45番議員にお答えいたします。

ただいま任期の件でございますが、3年でございます。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第11号固定資産評価審査委員会委員 の選任については同意することに決定しました。

次に、同意第12号固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑を行います。質疑はあ りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑ないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第12号固定資産評価審査委員会委員 の選任については同意することに決定しました。

次に、同意第13号固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第13号固定資産評価審査委員会委員 の選任については同意することに決定しました。

次に、同意第14号固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑を行います。質疑はあ りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案については、これに同意することに賛成の方は起立願 います。

〔 賛成者起立〕

議長(瀬戸口和幸君) 起立多数です。したがって、同意第14号固定資産評価審査委員会委員 の選任については同意することに決定しました。

日程第30.選挙第4号

議長(瀬戸口和幸君) 日程第30、選挙第4号選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙についてを上程し、議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推

選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに 決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。 選挙管理委員には、福田達氏、牧山一夫氏、福田敏氏、富谷太一氏、選挙管理委員補充員には、 藤田敏雄氏、石橋陽一氏、前田文子氏、小崎剛氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に当 選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました福田達氏、 牧山一夫氏、福田敏氏、富谷太一氏が選挙管理委員に、藤田敏雄氏、石橋陽一氏、前田文子氏、 小﨑剛氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 御異議なしと認めます。したがって、1番に藤田敏雄氏、2番に石橋陽 一氏、3番に前田文子氏、4番に小崎剛氏の順に決定しました。

議長(瀬戸口和幸君) 以上で、本日の日程は終了しました。

ここで、長田市長よりあいさつの申し出があっておりますので、これを許します。市長。

市長(長田 徹君) 壱岐市議会第2回臨時会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

全議案につきまして、慎重に御審議をいただき、御賛同を賜り、ありがとうございました。

特に、人事案件につきましては御理解をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

なお、今議会におきましては、資料不足等で、また、説明も十分ではありませんでしたので、 次回からは十分注意してまいりたいと存じます。

今後とも、市政の進行に一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

. .

議長(瀬戸口和幸君) これをもちまして、平成16年第2回壱岐市議会臨時会を閉会します。 午後4時25分閉会 地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口 和幸

署名議員 町田 正一

署名議員 平尾 典子